

○認証申請にかかる Q & A

1 総論

(総論－1) 「ならハサップ認証制度」とは、どのような制度ですか。

(答)

県内の食品関係事業者に対し、H A C C P の手法に基づく自主的な衛生管理の取組を評価し、一定の水準にある施設を知事が認証することにより、この取組を推進させ、安全な食品の提供を目指す制度です。

(総論－2) 「ならハサップ」では、何を認証するのですか。

(答)

認証は施設認証であり、製品認証ではありません。なお、製造ラインごと、製品ごとに取り組むことも可能です。(申請－17) も併せて確認してください。

(総論－3) 認証を取得するとどのようなメリットがあるのですか。

(答)

- ①製品の安全性が向上し、食中毒等による健康被害の減少につながります。
- ②販売競争力が向上し、社会的信頼性を獲得できます。なお、輸出業者にとっては、国際競争力が向上し、相手国によっては、H A C C P が輸出の要件となります。
- ③不良食品の排除により、コストの削減が期待できます。

(総論－4) どのような業種に対して認証が与えられるのですか。

(答)

奈良県H A C C P 自主衛生管理認証制度実施要綱実施細目別表第1に規定されている業種です。

- ①菓子製造業 (パン製造業を含む。)
- ②あん類製造業
- ③アイスクリーム類製造業
- ④乳処理業
- ⑤乳製品製造業

- ⑥食肉処理業
- ⑦食肉販売業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に限る。）
- ⑧食肉製品製造業
- ⑨魚肉ねり製品製造業
- ⑩食品の冷凍又は冷蔵業
- ⑪清涼飲料水製造業
- ⑫食用油脂製造業
- ⑬みそ製造業
- ⑭醤油製造業
- ⑮ソース類製造業
- ⑯酒類製造業
- ⑰豆腐製造業
- ⑱めん類製造業
- ⑲そうざい製造業
- ⑳缶詰又は瓶詰食品製造業
- ㉑添加物製造業
- ㉒飲食店営業（仕出し屋及び弁当調製業に限る。）
- ㉓食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に掲げる営業以外の食品製造業

ただし、単に包装のみを行っている営業形態など、製品の一連の工程を通してHACCPに基づく管理を確認できない場合は、申請することができません。

(総論－5) 認証は、どのような手順で取得するのですか。

(答)

認証を取得するには、県の指定研修を受講してください。研修では自社品目を基にHACCPプランを作成し、HACCPに基づく衛生管理が出来ているかの確認を受けます。研修修了後は必要書類を添付し、県に認証申請を行い書類審査、施設審査を経て認証となります。

(総論－ 6) 認証に有効期間はあるのですか。

(答)

有効期間は3年です。継続するためには、3年ごとに更新申請を行ってください。

(総論－ 7) 認証には、費用がかかりますか。

(答)

認証申請にかかる手数料は、無料です。

ただし、認証申請を行うためには、事前に指定研修を受講し修了することが必要です。

指定研修の費用については、指定研修機関 (<https://www.naracoop.or.jp/HACCP/>) にお尋ねください。

(総論－ 8) 認証を受けるために、新たな設備投資が必要ですか。

(答)

新たな設備投資については、部品の欠損、故障等を除いて、基本的には必要ありません。ただし、HACCPの導入を機に、次のような設備投資や変更を事業者自身が検討する場合があります。

- ・衛生管理を容易にするための施設・設備の整備
- ・高度な衛生管理を実施するための「金属探知機」や「中心温度計」等の導入
- ・作業工程や施設レイアウトの見直し

(総論－ 9) 小規模な施設でも認証を受けられますか。

(答)

認証を受けるに当たって、施設の規模は関係ありません。

(総論－10) 申請に関する相談は、どこにすればいいですか。

(答)

申請に関する相談窓口は、県内の最寄りの保健所となります。

(総論－11) 国で制度化されるハサップとどう違うのですか。また、どのような関係ですか。

(答)

どちらもコーデックスガイドラインに沿った同水準のHACCPです。国は、制度化によりHACCPを義務づけますが、認証は行いません。一方、ならハサップは、事業者の取組を奈良県が認証する制度ですので、衛生管理の「見える化」により、社会的な信頼性が高まります。

2 申請

(申請－1) 認証申請には、どのような書類が必要ですか。

(答)

奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（第1号様式）に加え、以下の添付書類が必要です。

1. HACCPプランに関する書類
 - ①概要書
 - ②班の編成に関する書類
 - ③製品の説明に関する書類
 - ④製品の表示に関する書類
 - ⑤製造工程に関する書類
 - ⑥施設及び設備に関する書類
 - ⑦危害原因となる物質の特定等に関する書類
 - ⑧重要管理点に関する書類
 - ⑨事故等の処理の手順に関する書類
 - ⑩検証に関する書類
 - ⑪書類の管理に関する書類
2. 一般的衛生管理プログラム自己点検票
3. 営業許可証又は営業報告書の写し
4. 指定研修を修了したことを証する書類の写し

(申請－2) 奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（第1号様式）添付書類の「1. HACCPプランに関する書類」とは、どのような書類ですか。

(答)

コーデックス委員会が定めたHACCP適用のための12手順の全てが実施されており、一定の水準にあることを確認するための書類です。

(申請－3) 奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（第1号様式）添付書類の「1. HACCPプランに関する書類」は、どのように作成すればいいですか。

(答)

奈良県ホームページに「書類チェックリスト」を掲載していますので、それぞれチェック項目を確認して作成してください。また、それぞれの書類について、記載例及び記載のポイントを掲載していますので、参考にしてください。

(申請－４) 認証基準は、どのようなものですか。

(答)

コーデックス委員会のHACCP適用の12手順のすべてを適用していること、HACCP手法による自主衛生管理の中心的役割を担う者が指定研修を受講し修了していることが必要になります。

(申請－５) 作業場の面積や施設・設備に対する基準はありますか。

(答)

ならハサップにおける基準はありません。ただし、奈良県食品衛生法施行条例及び施行細則で規定されている基準を満たしている必要があります。

(申請－６) 申請部数は、何部必要ですか。

(答)

申請書類は、添付書類も含めて2部必要です。自社で控えが必要となる場合は合わせて3部ご用意ください。

(申請－７) 指定研修の修了後、CCPを社内で見直しました。見直し後のCCPで申請できますか。

(答)

ならハサップは、県内の食品関連事業者のHACCP手法に基づく自主的な取り組みを評価し、一定の水準にある施設を認証するものです。また、HACCP手法において、作成したプランが適切であるか、常に検証していくことが大切ですので、見直したプランが妥当であれば、申請することができます。

(申請－８) HACCP手法による自主衛生管理の中心的役割を担う者が、指定研修を受講し修了している必要がありますが、中心的役割を担う者とはどのように考えるのですか。

(答)

原則として、編成された班のメンバーである必要があります。

なお、一つの営業施設において、複数の製造部門等を有する場合であって、各

製造部門がそれぞれ独立し、班の編成を各々行う場合には、各班から指定研修の受講者を選定し、修了する必要があります。

(申請－9) 指定研修の修了者が急に退職しました。ほかに修了者がいない場合、どうすればいいですか。

(答)

H A C C P手法による自主衛生管理の中心的役割を担う者が指定研修を受講し修了していることが原則となります。速やかに指定研修を受講してください。

(申請－10) 製造工程や原材料は、社外秘ですが申請できますか。

(答)

製造工程及び原材料については、H A C C Pプランの妥当性を確認するために必要となる書類ですので、資料を添付のうえ申請してください。なお、社外秘の資料については、「社外秘」等を明示しておいてください。提出された書類は、県において厳正に保管します。

(申請－11) 記録書類は、コンピューターで管理していいですか。

(答)

逸脱時や食品衛生監視員による監視時等、必要とされるときに即座に出力し確認することが可能であれば、記録書類をコンピュータのみで管理して差し支えありません。

ただし、記録書類は、日々の製造工程で随時記録するものです。コンピュータで書類を管理する場合は、記録の信憑性確保、改ざん防止措置、適切なバックアップ保存などを行って下さい。

(申請－12) 認証を受けた施設で食中毒などの事故が発生した場合、認証はどうなりますか。

(答)

認証事業者が食品衛生法第54条から56条までの規定による営業の禁停止処分を受けたときは、認証を取り消されることがあります。

(申請－13) 認証取得後に、施設を改造した場合、認証はどうなりますか。

(答)

認証基準に係る営業施設の衛生管理の方法（HACCPによる衛生管理）を変更するときは、あらかじめ、奈良県HACCP自主衛生管理認証変更承認申請書（第3号様式）を提出して承認を受ける必要があります。それ以外の変更の場合は、奈良県HACCP自主衛生管理認証変更届出書（第4号様式）により届け出てください。

(申請－14) 同一営業者が一つの施設で複数の営業許可を有しており、複数の業種について認証を受けたい場合は、どのように申請すれば良いですか。

(答)

複数の業種について同時に認証を受けようとする場合には、業種ごとにHACCPプランを作成した上で申請してください。

認証申請は、認証を受けようとする営業施設ごとに申請することと規定しておりますので、1枚の申請書に認証を受ける業種を列記してください。

なお、HACCPプランを作成していない業種については申請できません。

(申請－15) 複数の営業許可を取得しており、うち一業種について認証を受けています。現在認証を受けていない業種についても、新たに認証を受けたいのですがどのように申請すれば良いですか。

(答)

認証申請は、営業施設ごとに行うこととしておりますので、同一施設で新たな業種について認証を受ける場合には、新規に奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（第1号様式）を提出することはできません。

質問のケースは、認証基準に係る営業施設の管理方法の変更に該当するため、奈良県HACCP自主衛生管理認証変更承認申請書（第3号様式）により申請してください。

申請内容を審査し、認証の基準に適合している場合には、認証書に業種を追加して交付します。

(申請－16) 複数の業種について認証を受けましたが、一部の認証を返上したいのですが、どのような手続が必要ですか。

(答)

奈良県HACCP自主衛生管理認証変更届出書（第4号様式）に、現に受けている認証書を添付して届け出てください。

(申請-17) 多品目の商品を製造していますが、認証申請に当たり、どの商品のHACCPプランを添付すれば良いですか。

(答)

食品の製造工程を勘案し、その主な商品についてのHACCPプランを添付してください。具体的には、製造工程が同じ若しくは極めて似通っている商品を一グループと分類してください。

グループが複数ある場合には、それぞれのグループについてHACCPプランを作成し、提出してください。

なお、認証後に、商品に認証マークが表示できるのは、HACCPによる衛生管理を経て製造・加工・調理された商品に限ります。

(申請-18) 認証後に義務づけられることはありますか。

(答)

認証を辞退するとき又は認証を受けた営業施設を廃止したときは、速やかに届けなければなりません。また、認証のマークを表示するときは、表示基準に従い、適正に使用しなければなりません。

(申請-19) 認証書を紛失しました。どうすればいいですか。

(答)

認証書の再交付を受けることができます。奈良県HACCP自主衛生管理認証書再交付申請書（第5号様式）に必要事項を記載し、提出してください。なお、再交付を受けた後に、紛失した認証書を発見したときは、直ちに返納しなければなりません。

3 表示

(表示－1) 認証施設は、県でもPRしてくれるのですか。

(答)

奈良県ホームページに、ならハサップの制度概要のほか、認証施設の営業者名、施設の名称、施設所在地、業種、認証施設のホームページアドレスを掲載する等PRしています。

(表示－2) 認証マークとは、どのようなものですか。また、認証マークは、どのようなものに表示できますか。

(答)

認証マークはこちらをご覧ください (<http://www.pref.nara.jp/45879.htm>)。

認証を取得した事業者は、HACCPによる衛生管理を経て製造等された食品の容器や包装、施設、事業者の営業所、配送車両、自社ホームページ、名刺などに、「認証マーク表示基準」に定める範囲で使用できます。

詳しくは、県内の最寄りの保健所又は奈良県消費・生活安全課 (<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=9479>) にお尋ね下さい。

(表示－3) 商品の包装デザインにあわせて、認証マークの色を変えてもいいのですか。

(答)

県では、白黒版とカラー版の2種類を用意していますので、どちらかをご利用下さい。

なお、色の変更、画像の反転、画像の変形などの改変は一切禁止しています。

(表示－4) 認証を受ければ、その施設で製造した商品には認証マークを表示することはできますか。

(答)

HACCPによる衛生管理を経て製造、加工若しくは調理した食品又は添加物の容器包装に表示することができます。

詳しくは、「認証マーク表示基準」をご覧ください (<http://www.pref.nara.jp/45879.htm>)。

(表示－5) スーパー等の製品陳列場所に、ならハサップの紹介や認証マークをポップ表示できますか。

(答)

認証施設でHACCPによる衛生管理を経て製造した食品等を、認証を受けている旨を紹介する場合に表示することができます。認証対象商品を特定し、消費者に誤認を与えないような方法で表示を行って下さい。